修明高校の生徒心得および校則です。

校則については令和6年1月から令和6年3月までを試行期間とします。

生徒心得

- 1 明るく笑顔で毎日を楽しみ、一人一人が生き生きと過ごす
- 2 互いを尊重し、協力し助け合い、友人と仲良く生活する
- 3 文武両道を掲げ、勉強と部活動を両立させる
- 4 地域や企業との交流や連携を通して、社会の一員となるために必要な素養を身に付ける
- 5 規律を重んじ、一人一人が校則を守って、礼儀正しく生活する
- 6 自分の発言や行動に責任をもてるようにし、自尊心をもって行動する
- 7 それぞれの目標に向かい、理想とする進路に向けて一生懸命努力する

私たちは、修明高等学校の生徒でよかったと思えるようこの生徒心得を大切にし、 生活する。

令和5年12月15日生徒会総会決議

校則

修明高等学校は、生徒一人一人が自己実現と社会を構成するにふさわしい人格の形成のために充実した学校生活を送るとともに、地域に応援される学校を目指す。

修明生は、礼儀や思いやりを大切にするとともに、発言や行動に責任を持ち、目標に向かい一生懸命努力することにより、自己の価値を高め自信をもって修明生だと言える姿を目指す。

校則は、これらを実現するために定めるものとする。

1 登校・下校

- (1) 通学時は指定制服を着用し、身分証明書を携行すること。
- (2) 登校時刻は午前8時30分とし、この時間までに教室に入ること。
- (3) 一般生徒の下校時刻は原則として午後5時30分までとする。これ以後やむを得ず居 残る場合には、関係教師に許可を得ること。
- (4) 平常の部活動は午後6時までとし、これ以後の活動については顧問教師の指示に従うこと。
- (5) 休業中に登校し、校舎校具を使用する場合は、関係教師の許可を得ること。登下校時は制服とし、部活動の場合のみジャージ等での登下校を認める。
- (6) 登下校の際は、公衆道徳、交通ルール、マナーを厳守すること。

2 礼儀

- (1) 教職員、来訪者に対しては常に礼儀正しく、生徒間においても互いに敬愛の念をもって挨拶すること。
- (2) 正しい言葉遣いを心掛け、生徒としての品位を保つこと。
- (3) 交際は正しい倫理観のもと健全明朗であること。
- (4) いかなる理由があっても、言葉や暴力等で他人を傷つけることは絶対にしないこと。

3 頭髪・服装

- (1) 本校の正装は以下のとおりとする。なお、正装時以外の服装については、次の(2) 運用規定のとおりとする。
 - ① 学校指定のジャケット・シャツ (ブラウス)・ネクタイ・スラックス、又はジャケット・ブラウス・リボン・スカート・ハイソックスを着用する。
 - ② スラックス着用時のベルトは黒色又は茶色で、華美でないものとする。ソックスの色は、黒又は紺とする。
 - ③ 学校指定のベスト・セーターの着用については任意とする。 ただし、着用する場合は必ずジャケットを着用する。

(2) 運用規定

(2) 連用規定						
1	ジャケット	(1) 学校指定のものとし、加工を認めない。				
		(2) 登校日の登下校の際にはジャケットを着用すること。				
		(3) 5月~10月はジャケットを着用しなくてもよい*1。				
2	スラックス	(1) スラックスの長さはくるぶしが隠れる程度とする。				
	スカート	(2) スカート丈は膝頭下端から膝頭上端までの範囲とする。				
3	シャツ ブラウス	(1) 学校指定(長袖、半袖)のものとし、加工を認めない。				
		(2) シャツ又はブラウスの裾はスラックスやスカートの外に出さない。				
		(3) 夏季においても長袖のシャツ又はブラウスを着てもよい。				
		(4) ネクタイ・リボンをしない場合、シャツ又はブラウスの第1ボタンは				
		留めなくてもよい。ただし、ボタンダウンのボタンは留める。				
4	ネクタイ リボン	(1) 学校指定のものとし、加工を認めない。				
		(2) 5月~10月は、ネクタイ・リボンをしなくてもよい*1。				
		(3) スカート着用時は、リボン、ネクタイのどちらを着用してもよい。				
	ソックス	(1) スラックス着用時は、黒色・灰色・紺色で無地又はワンポイントとす				
		る。				
		(2) スカート着用時は、本校指定のソックスか、黒色・灰色・紺色で無地				
5		又はワンポイントとする。				
		(3) ソックスの長さはひざ下までの長さとする。				
		(4) ストッキング・タイツの着用は認めるが、ストッキングはベージュと				
		し、タイツは無地の黒色とする。				
6	靴	(1) 通学靴は、革靴又は運動靴とし、華美でないものとする。				
		(2) 上履きは、学校指定のサンダルを使用する。体育館シューズを上履き				
		にしてはならない。				
7	バッグ	教科書等を持ち運ぶのに適した華美でないものとする。				
8	防寒着	華美でないものとする。				
9	その他	(1) 実習及び体育時の服装は別に定める。				
		(2) やむを得ず規定の服装を着用できない場合は、異装許可を受けなけれ				
		ばならない。異装を許可された者は、許可証を所持すること。				
		(3) カーディガン等を着用することは認めない。				

※1 ジャケットを着用する場合はネクタイ・リボンを着用することが望ましい。

頭髪等

- 1 本校生としての品位を常に保ち、周囲に対して清潔感のある髪型*2とする。前髪は目にかからない長さとする。パーマ、茶髪・金髪等に頭髪を加工してはならない。
- 2 髪をしばるものは、はなはだしく大きくないものとする。
- 3 ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪等のアクセサリー類を身に付けてはならない。
- 4 マニキュア・化粧をしてはならない。
 - ※2 就職試験や入学試験に臨める髪型とする。

4 校内生活

- (1) 学校の備品及び設備は大切に取り扱い、もし誤って損傷した場合は、担任又は係の教員に速やかに申し出ること。
- (2) 所持品には学年、クラス、氏名等を明記し、紛失盗難の場合は、速やかに担任に届け出ること。
- (3) 拾得物は、直ちに担任に届け出ること。
- (4) 生徒間の金銭、物品等の貸借はトラブルの原因になるので、行わないこと。
- (5) 無用の金銭や貴重品は校内に持ち込まないこと。学校徴収金等を持参した場合は速やかに納入すること。なお、盗難・紛失を未然に防止するように心掛けること。
- (6) 登校後は外出をしない。やむを得ず外出の必要がある場合は、担任に申し出て許可を 得ること。
- (7)授業中や集会時は姿勢を正し、私語を慎み、常に全体の秩序を保つように努めること。
- (8) 図書館、体育館、格技場、同窓会館、生徒会部室等の施設を使用する場合は、その使用規程を厳守すること。
- (9) 正規の時間外(休日や下校時刻以降)に校舎、校具、グラウンド等を使用する場合は、必ず係の教員に願い出て許可を得ること。使用後は整理整頓しておくこと。

5 校外生活

- (1) 外出時は保護者へ行き先、用件、帰宅時間等を告げて外出すること。また、夜間の外出は午後9時までとする。
- (2) 無断外泊は絶対にしないこと。やむを得ず外泊しなければならないときは保護者が了解していること。
- (3) 本校生としての本分を自覚し、風紀上好ましくない場所へは絶対に立ち入らないこと。
- (4) 本校生としてふさわしくない行為は絶対にしないこと。
- (5) 万が一事故が発生した場合は、至急学校へ連絡すること。

6 願出・届出

- (1) 欠席・遅刻等の場合は、保護者が学校へ連絡すること。
- (2) 遅刻したときは、職員室で入室許可証を記入し、教頭の許可を受けてから教室に入ること。
- (3) 早退又は外出する場合は担任に願い出て、許可を得ること。
- (4) 校内外で合宿等を実施する場合は、保護者の承諾を得て、担任・顧問教員を通じ、校長の許可を得ること。
- (5) 校内外における行事等に参加したり、金銭を集めたりする場合は担任及び関係顧問教員に願い出て許可を得ること。また、校外諸団体の主催する行事等に参加する場合も同様である。
- (6) アルバイトを行うときは、あらかじめ保護者の承諾を得てから担任を通じ、校長の許可を得ること。
- (7) 校地内に掲示、貼紙、陳列、展示、配布等をする場合は関係顧問教員と相談し、生徒 指導部に願い出て許可を得ること。
- (8) 身分証明書を紛失した場合は速やかに担任に申し出て、再発行の手続きをすること。

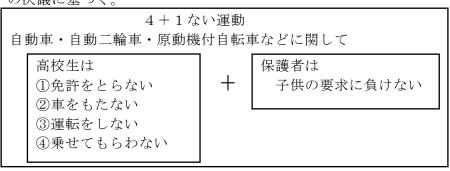
7 スマートフォン・SNS等の使用

- (1) 校地内においては学習活動以外でのスマートフォン等の使用を禁止する。やむを得ず 学習活動以外で使用する必要がある場合は教職員の許可を得ること。
- (2) 学習活動は、タブレットの使用を基本とする。
- (3) 校地内のコンセントを使用した充電は原則認めない。
- (4) フィルタリングの設定を行うこと。
- (5) 家庭においても利用時間等、保護者と相談し、使用についてのルールを設けること。
- (6) 人を傷つけるような書き込みや個人情報が分かる書き込みをしないこと。
- (7) 許可のない写真や他人に損害を与えるような写真を載せないこと。

8 その他

(1) 「4+1ない運動」を厳守すること。

交通事故による人命損傷防止のため、福島県PTA連合会並びに県生活指導協議会の決議に基づく。



(2) 本校生徒としての品位を損なったり、校内の秩序を乱したりするような行為をした場合や、校則に違反した場合は特別な指導を行う。

(3) 日課表

· MIZ						
	通常授業(50分)	短縮45分授業	短縮40分授業	定期考査期間		
SHR	8:30~ 8:40	8:30~ 8:40	8:30~ 8:40	8:30~ 8:40		
Ⅰ校時	8:45~ 9:35	8:45~ 9:30	8:45~ 9:25	8:50~ 9:40		
2校時	9:45~10:35	9:40~10:25	9:35~10:15	9:55~10:45		
3校時	10:45~11:35	10:35~11:20	10:25~11:05	II:00~II:50		
4校時	11:45~12:35	11:30~12:15	I: I5~II: 55			
昼休み	12:35~13:15	12:15~12:55	11:55~12:35			
5校時	13:15~14:05	12:55~13:40	12:35~13:15			
6校時	14:15~15:05	13:50~14:35	13:25~14:05			
清 掃	15:05~15:20	14:35~14:50	14:05~14:20	11:55~12:10		
SHR	15:20~15:25	14:50~14:55	14:20~14:25	12:10~12:15		
7校時	15:30~16:20	15:00~15:45	14:30~15:10			